

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する 法律第 26 条に関するガイドライン

令和 7 年 3 月 11 日制定

令和 7 年 9 月 25 日改定

令和 8 年●月●日改定

総 務 省

本文

はじめに	3
本ガイドラインの目的	3
本ガイドラインの見直し	3
1. 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合	4
1-1. 対象となる権利・利益	4
1-1-1. 名誉権	4
1-1-2. 名誉感情	4
1-1-3. プライバシー	4
1-1-4. 私生活の平穏	5
1-1-5. 肖像権	5
1-1-6. 氏名権	5
1-1-7. パブリシティ権	5
1-1-8. 著作権及び著作隣接権	6
1-1-9. 商標権	6
1-1-10. 営業上の利益	7
1-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合	7
1-2-1. 人格権侵害その他法令の規定に基づく差止請求	7
1-2-2. 条理上の義務があると認められる場合	7
2. その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合	9
2-1. 対象情報	9
2-1-1. わいせつ関係	9
2-1-2. 薬物関係	14
2-1-3. <u>特殊詐欺等振り込め詐欺</u> 関係	19
2-1-4. 犯罪実行者の募集関係	22
2-1-5. 金融業関係	23
2-1-6. 消費者取引における表示関係	25
2-1-7. 銃刀法関係	26

2-1-8. 違法オンラインギャンブル等関係.....	27
2-1-9. その他.....	28
2-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合.....	29

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第 26 条
に関するガイドライン 関連裁判例一覧..... 30

1. 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合.....	30
1-1. 対象となる権利・利益.....	30
1-1-1. 名誉権.....	30
1-1-2. 名誉感情.....	31
1-1-3. プライバシー.....	31
1-1-4. 私生活の平穏.....	32
1-1-5. 肖像権.....	33
1-1-6. 氏名権.....	33
1-1-7. パブリシティ権.....	34
1-1-8. 著作権及び著作隣接権.....	34
1-1-9. 商標権.....	34
1-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合.....	35
1-2-1. 人格権侵害その他法令の規定に基づく差止請求.....	35

はじめに

本ガイドラインの目的

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（以下「法」という。）第 26 条第 1 項第 2 号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合」を例示すると、以下のとおりである。

大規模特定電気通信役務提供者におかれては、送信防止措置の実施に関する基準の策定に当たり、以下についても盛り込むこととし、利用者に対して運用状況の透明性を確保するとともに、特定電気通信によって流通させることが他人の権利を侵害し、又は、法令に違反する情報に対して、適切に対応されたい。

また、法第 28 条に基づく措置の実施状況等の公表に当たり、申出理由等の別に応じて区分の上公表することを求められている公表項目については、可能な限り本ガイドラインの分類に基づいて区分するよう対応されたい。

なお、以下にて列挙されている対象となる権利・利益及び対象情報は例示である。その他の情報等について、上記の法第 26 条第 1 項第 2 号に定める場合に当たり得ないとするものではなく、また、大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置の実施に関する基準に自主的に盛り込むことを妨げるものではない。

本ガイドラインの見直し

本ガイドラインの内容については、インターネット上を流通する情報を巡る状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うこととする。

1. 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合

以下においては、特定電気通信によって情報を流通させ、又は、広告する行為が他人の権利・利益を侵害する場合を対象とすることとし、対象となる権利・利益を例示列举する。

1-1. 対象となる権利・利益

1-1-1. 名誉権

人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な社会的評価（すなわち、名誉）を低下させる行為は、名誉毀損となる（最判平成9年5月27日民集51巻5号2024頁参照）。そして、ある表現が人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事についての一般読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものとされており（最判昭和31年7月20日民集10巻8号1059頁参照）、これはインターネット上のウェブサイトにおいても同様とされている（最判平成24年3月23日集民240号149頁参照）。

その上で、その「人」の社会的評価を低下させるものであるというためには、上述の基準に照らして、対象となる個人が同定されていることを要する。そして、特定人の氏名をそのまま表記していれば、対象となる個人が同定されているといえる。もっとも、特定人の氏名をそのまま表記していなくとも、他の事情を総合すれば、誰を示しているか推知され、対象となる個人が同定される場合もある。

ただし、①公共の利害に関する事実に係り、②専ら公益を図る目的に出た場合において、③摘示された事実が真実であると証明された場合には、名誉毀損は成立しない。また、仮に摘示された事実が真実でなくても行為者において真実と信ずるについて相当の理由がある場合には、故意もしくは過失がなく、名誉毀損は成立しない（最判昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁参照）。

1-1-2. 名誉感情

侮辱的な表現を含む表現行為について、文言それ自体の侮辱性の程度、根拠が示されていない単なる意見ないし感想、投稿に含まれている対象者を侮辱する文言の数、投稿数、投稿の経緯、表現の具体性・意味内容の明確性等を踏まえ、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合には、名誉感情侵害が成立する（最判平成22年4月13日民集64巻3号758頁参照）。

1-1-3. プライバシー

①私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある情報であること、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合に、他者に開示されることを欲しないであろうと認められる情報であること、③一般の人に未だ知られていない情報で

あることを満たせば、かかる情報はプライバシーとして保護される（東京地判昭和 39 年 9 月 28 日判タ 164 号 184 頁参照）。

そして、このようなプライバシーに属する情報を公開されない法的利益と当該情報を公表する理由とを比較衡量した結果、前者が後者に優越する場合に限り、プライバシー侵害が成立する（最判令和 4 年 6 月 24 日民集 76 巻 5 号 1170 頁参照）。

1-1-4. 私生活の平穩

社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛が生じた場合には、私生活の平穩などの人格的利益の侵害が成立する（私生活の平穩という人格的利益を認めた例については最判平成元年 12 月 21 日民集 43 巻 12 号 2252 頁、識別情報の摘示については東京高判令和 5 年 6 月 28 日判タ 1523 号 143 頁参照）。

1-1-5. 肖像権

被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等の判断要素を総合考慮して、被撮影者の人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえる場合には、肖像権侵害が成立する（最判平成 17 年 11 月 10 日民集 59 巻 9 号 2428 頁参照）。

1-1-6. 氏名権

氏名は、その個人の人格の象徴であり、人格権の一内容を構成するものであるから、人は、その氏名を他人に冒用されない権利を有するものと解されている（最判昭和 63 年 2 月 16 日民集 42 巻 2 号 27 頁参照）。

インターネット上の投稿について、氏名が冒用されたことにより、人格の混同が生じた場合には、氏名権侵害が成立する。また、人格の混同が生じない場合、各種の事情を総合考慮して、氏名の冒用行為による被害者の精神的苦痛の程度が受忍限度を超えるものといえる場合には、氏名権侵害が成立する。

1-1-7. パブリシティ権

肖像等を無断で使用する行為は、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合には、パブリシティ権侵害が成立する（最判平成 24 年 2 月 2 日民集 66 巻 2 号 89 頁参照）。

1-1-8. 著作権及び著作権隣接権

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）では、その保護の対象となる著作物¹について、著作権者が複製や公衆送信などの利用に関する排他的な権利（著作権）を有していることを定めている。また、同法では、その保護の対象となる実演、レコード、放送又は有線放送について、著作権隣接権者が送信可能化などの利用に関する排他的な権利（著作権隣接権）を有していることも定めている。著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下「著作物等」という。）の利用を行う場合には、原則として著作権者又は著作権隣接権者（以下「著作権者等」という。）の許諾が必要となる。また、著作権法では、一定の場合には著作権者等の許諾を得ることなく著作物等を利用できる旨の権利制限規定²を設けている。そのため、著作権者等の許諾を得ずに、また、権利制限規定にも当たらない利用は著作権侵害となる。

なお、既存の裁判例上、著作権侵害の主体としては、直接的に侵害行為を行った者のほか、一定の場合には、直接的な行為者以外の者が、規範的な行為主体として著作権侵害の主体となる場合がある（著作物の利用主体の判断に当たっての考慮事情については最判令和 4 年 10 月 24 日民集 76 卷 6 号 1348 頁、複製物の取得を可能にするサービスの提供者を複製の主体と認定可能な場合については最判平成 23 年 1 月 20 日民集 65 卷第 1 号 399 頁参照）。

1-1-9. 商標権

商標法（昭和 34 年法律第 127 号）においては、①業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が指定商品について登録商標を使用する行為、又は②業として役務を提供し、又は証明する者が指定役務について登録商標を使用する行為を、商標権者や専用使用権者の許諾なく行った場合、原則として、商標権侵害が成立するものとされている。また、③指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の業としての使用、又は④指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の業としての使用についても、商標権者以外の者が行った場合、原則として、商標権侵害に当たるものとみなされる。

上記の「使用」に当たる行為のうち、特定電気通信による情報の流通において考えられるものとしては、例えば、役務を提供するために標章を役務提供者のアカウント名やアカウント画像等に用いる行為や、標章が付された商品の写真をウェブページ上に掲載して広告情報を提供する行為、その他の商品や役務に関する広告等を内容とする情報に標章を付してウェブページ上で表示する行為が挙げられる。

ただし、日本国外においてその国の商標権者等が商標を付した商品を正規代理店以外の第三者が日本国内に輸入し販売する、いわゆる並行輸入の場合には、一定の要件の下、商標

¹ 著作権法で保護する著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

² 権利制限規定の例として、付随対象著作物の利用（第 30 条の 2）、引用（第 32 条）、時事的事件の報道のための利用（第 41 条）などがある。

権侵害に当たらないものとされており、この点につき留意する必要がある（最判平成 15 年 2 月 27 日民集 57 巻 2 号 125 頁参照）。

また、既存の裁判例上、商標権侵害の主体として、直接的に侵害行為を行った者のほか、一定の場合には、直接的な行為者以外の者が、規範的な行為主体として商標権侵害の主体となる場合がある（知財高判平成 24 年 2 月 14 日判タ 1404 号 217 頁参照）。

1-1-10. 営業上の利益

例えば、ウェブページ上で、虚偽の風説を流布して営業を妨害する場合や、威力・偽計を用いて営業を妨害する場合には、営業上の利益の侵害となる。

また、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）においては、第 2 条第 1 項各号に定められる「不正競争」が行われ、かつ営業上の利益が侵害されるおそれがある場合には、差止請求等が認められる。「不正競争」については、第 2 条第 1 項各号にそれぞれ規定されており、例えば営業秘密³を不正に開示等する行為（第 2 条第 1 項第 4 号等）、限定提供データ⁴を不正に開示等する行為（同項第 11 号等）、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知等する行為（同項第 21 号）が挙げられる。

1-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合

1-2-1. 人格権侵害その他法令の規定に基づく差止請求

判例法理により、人格権に基づく差止請求が認められており、ある情報により人格権を侵害された被害者は、プラットフォーム事業者⁵等に対し、当該情報の送信を防止する措置を求める権利を有する（最判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 巻 4 号 872 頁参照）。被害者に当該差止請求権があると認められた場合には、プラットフォーム事業者等は、当該情報について、送信を防止する措置を講ずる義務を負うこととなる。

このほか、人格権侵害以外の場合についても、個別法の規定により、差止請求が認められる場合がある。

1-2-2. 条理上の義務があると認められる場合

プラットフォーム事業者等は、一定の条件の下で、権利侵害情報を削除する条理上の作為義務を負い、当該作為義務を果たさなかった場合には、不法行為責任を負うものと考えられている。プラットフォーム事業者等が条理上の作為義務を負う根拠としては、一般に、①権利侵害情報の発信に利用し得るサービスを広く公衆に対して提供しているという「先行行為」、

³ 秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの（第 2 条第 6 項）。

⁴ 業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（第 2 条第 7 項）。

⁵ 不特定の者が情報を発信し、これを不特定の者が閲覧できるサービスを提供する者をいう。以下同じ。

②権利侵害情報を削除することで被害者を救済できる可能性を有しているという「作為の可能性」、③プラットフォーム事業者等以外に被害者の置かれた状況を改善できる者がいないという「排他的支配性」等が挙げられる。

2. その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合

以下においては、特定電気通信によって情報を流通させ、又は、広告する行為が法令に違反する場合を対象とすることとし、対象情報として「インターネット上のSNS、電子掲示板、ウェブサイト等において流通させ、又は、広告することが法令に違反する情報」（以下「法令違反情報」という。）を例示列举する⁶。

2-1. 対象情報

2-1-1. わいせつ関係

(1) わいせつ電磁的記録記録媒体公然陳列罪（刑法（明治40年法律第45号）第175条第1項）

わいせつな電磁的記録をインターネット上に流通させた場合、関係法令に違反し得る。

下記①の要件を満たす情報は、当該情報をインターネット上に流通させる等の行為（すなわち、下記②に該当する行為）がわいせつ電磁的記録記録媒体公然陳列罪の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

① わいせつ性が認められること

例えば、

- ・ 性器が確認できる画像又は映像（以下「画像等」という。）
- ・ 性器部分にマスク処理が施されているが、当該マスクを容易に除去できる画像等は、わいせつ性が認められ得る。

ただし、性器が確認できたとしても、学術・医学目的など、見る者の好色的興味に訴えることを目的としているものではないと認められる場合等は、わいせつ性が否定される場合もある。

② 公然陳列に該当すること

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断し得る。

(2) 児童ポルノ⁷の公然陳列（児童ポルノ禁止法⁸（平成11年法律第52号）第7条第6項）

児童ポルノをインターネット上に流通させた場合、関係法令に違反し得る。

⁶ なお、具体的な事案における犯罪の成否については、収集された証拠に基づき、捜査機関により、最終的には裁判所により、個別に判断されるべき事柄であるので、以下の記載は、捜査機関及び裁判所を拘束するものではない。

⁷ 本ガイドラインでいう「児童ポルノ」とは実在する児童を描写したものを指し、「実在しない児童」を描写した画像等を含まない。

⁸ 正式名称は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」という。

下記①及び②の要件を満たす情報は、当該情報をインターネット上に流通させる等の行為（すなわち、下記③に該当する行為）が児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ公然陳列罪）の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

① 児童（18 歳未満）に該当すること

例えば、

- ・ 画像等に描写されている対象者の外見（例：陰毛がない、幼児、小学生にしか見えない）から明らかに 18 歳未満と認められる場合
- ・ 画像等に描写されている対象者の外見に加え、附随する情報（対象者の年齢に関する情報等）、対象情報が掲載されているウェブサイトや電子掲示板に掲載されている他の情報（他の画像等の内容等）等から、18 歳未満と認められる場合

は児童に該当し得る。

② 児童ポルノに該当すること

例えば、

- ・ 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為（性交を模して行う手淫、口淫行為、同性愛行為等をいう。以下同じ。）に係る児童の姿態が描写されている画像等
- ・ 他人が児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するものが描写されている画像等
- ・ 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するものが描写されている画像等

③ 公然陳列に該当すること

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断し得る。

（3）売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）違反の広告等（同法第 5 条第 3 号、第 6 条第 2 項）

人を売春の相手方となるように誘引する情報をインターネット上に流通させた場合、関係法令に違反し得る。

次のような情報は、当該情報をインターネット上に流通させる等の広告をする行為が売春防止法違反（売春目的の誘引罪又は売春周旋目的の勧誘罪）の構成要件に該当し得る情報であると判断することができる。

- 「H できます、ナマ（生）、ゴム有」などの売春を窺わせる表現等とともに売春時間、料金、連絡先（電話番号等）等が記載されている場合

(4) 出会い系サイト規制法⁹（平成 15 年法律第 83 号）違反（同法第 6 条）

児童を性交等の相手方となるように誘引する等の情報をインターネット上に流通させた場合、関係法令に違反し得る。

次の②～④に掲げるいずれかの要件を満たす情報は、当該情報をインターネット異性紹介事業（次の①の要件を満たすもの）に係るウェブサイト等（いわゆる「出会い系サイト」）上に流通させる行為が出会い系サイト規制法違反（児童に係る誘引の禁止）の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

① 共通の要件（次の A～D の全てを満たすもの）

- A 面識のない異性との交際を希望する者（異性交際希望者）の求めに応じて、その者の異性交際に関する情報をインターネット上の電子掲示板等に掲載するサービスを提供していること。
- B 異性交際希望者の異性交際に関する情報を公衆が閲覧できるサービスであること。
- C インターネット上の電子掲示板等に掲載された情報を閲覧した異性交際希望者が、その情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等を利用して相互に連絡することができるようにするサービスであること。
- D 有償、無償を問わず、これらのサービスを反復継続して提供していること。

② 性交等の誘引（出会い系サイト規制法第 6 条第 1 号及び第 2 号関係）

- 児童を性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいい、同性愛行為を含まない）の行為の相手方となるように誘引する行為
例えば、「25 歳の男です。15、16 歳くらいの女の子、H できる子いませんか？」といった書き込み
- 他人を、児童との性交等の相手方となるように誘引する行為
例えば、「14 歳中学生の女の子です。助けてくれるパパ募集。ゴムありで本番 OK」といった書き込み

③ 対~~償象~~を供与、受けることを示した上での異性交際の誘引（出会い系サイト規制法第 6 条第 3 号及び第 4 号関係）

- 対~~償象~~を供与することを示して、児童を異性交際の相手方となるように誘引する行為
例えば、「45 歳男性。10 代の女の子と会いたいです。欲しいもの買ってあげます」といった書き込み
- 対~~償象~~を受けることを示して、他人を児童との異性交際の相手方として誘引する行為

⁹ 正式名称は、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」という。

例えば、「17 歳の女子高生だよ。会って服とかカバンとか買ってくれる優しい 30 歳から 40 歳くらいまでの男のいませんか」といった書き込み

④ ②及び③以外での異性交際の誘引（出会い系サイト規制法第 6 条第 5 号）

- 児童を異性交際の相手方となるように誘引したり、他人を児童との異性交際の相手方として誘引する行為で、上記②及び③に該当しないもの

例えば、「14 歳女子です。話をするだけでもいいので、会ってくれる人いませんか。細身の 30 歳くらいの男の人がいいです」、「40 歳男。会って話を聞いてくれる女の子募集。年は 13 歳から 16 歳までで」といった書き込み

（５）リベンジポルノ画像記録の提供（リベンジポルノ防止法¹⁰（平成 26 年法律第 126 号）第 3 条）

いわゆるリベンジポルノ画像記録（下記①の要件を満たす画像記録）をインターネット上に流通させた場合、関係法令に違反し得る。

下記①の要件を満たす情報は、当該情報をインターネット上に流通させるなどの行為（すなわち、下記②に該当する行為）がリベンジポルノ防止法違反（私事性的画像記録提供等）の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

① 私事性的画像記録に該当すること

下記 A から C までのいずれかに該当する画像であって、撮影対象者において、撮影をした者、撮影対象者及び撮影対象者から提供を受けた者以外の第三者が閲覧することを認識した上で、任意に撮影を承諾し又は撮影をした画像ではないもの。

A 性交又は性交類似行為に係る人の姿態

B 他人が人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

C 衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

② 第三者が撮影対象者を特定できる方法で、電気通信回線を通じて不特定若しくは多数の者に提供すること

インターネットで一般に公開することは、これに該当し得る。

（６）性的影像記録提供等、性的姿態等影像送信（性的姿態撮影等処罰法¹¹（令和 5 年法律第 67 号）第 3 条、第 5 条）

¹⁰ 正式名称は、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」という。

¹¹ 正式名称は、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」という。

卑わいな盗撮画像等をインターネット上に流通させた場合、関係法令に違反し得る。

- 下記①の要件を満たす情報は、当該情報をインターネット上に流通させる等の行為（すなわち、下記②に該当する行為）が性的姿態撮影等処罰法違反（性的影像記録提供等）の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

① 性的影像記録に当たること

下記A又はBの行為により生成された画像であること

A 下記aからdまでのいずれかの行為

a 正当な理由がないのに、ひそかに、下記 i 又は ii に該当する姿態等（以下「性的姿態等」という。）のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの（以下「対象性的姿態等」という。）を撮影する行為

i 人の性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下同じ。）又は人が身に着けている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。）のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分

ii 上記 i のほか、わいせつな行為又は性交等（性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に陰茎を除く身体の一部若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの）がされている間における人の姿態

b 刑法第 176 条第 1 項各号（不同意わいせつ罪）に掲げる行為又は事由その他これに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

c 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

d 正当な理由がないのに、13 歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は 13 歳以上 16 歳未満の者を対象として、その者が生まれた日より 5 年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

B 不特定又は多数の者に対して行われた下記 a から d までのいずれかに該当する行為により影像送信（電気通信回線を通じて、影像を送ること。以下同じ。）をされた影像を、それと知って記録する行為¹²

a 正当な理由がないのに、送信されることを知らない者の対象性的姿態等の影像（一旦記録されたものを除く。）の影像送信をする行為

b 刑法第 176 条第 1 項各号（不同意わいせつ罪）に掲げる行為又は事由そ

¹² いわゆるライブストリーミングの方法により配信された影像を記録する行為がこれに当たる。

その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像（一旦記録されたものを除く。）の影像送信をする行為

c 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者に送信されないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をすることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像（一旦記録されたものを除く。）の影像送信をする行為

d 正当な理由がないのに、13 歳未満の者の性的姿態等の影像（一旦記録されたものを除く。）の影像送信をし、又は 13 歳以上 16 歳未満の者が生まれた日より 5 年以上前の日に生まれた者が、当該 13 歳以上 16 歳未満の者の性的姿態等の影像（一旦記録されたものを除く。）の影像送信をする行為

② 不特定若しくは多数の者に提供すること又は公然と陳列すること

不特定又は多数の者が閲覧できる電子掲示板、ウェブサイト等に情報が掲載されている場合には、これに該当すると判断し得る。

○ また、下記③の要件を満たす場合は、性的姿態撮影等処罰法違反（性的姿態等影像送信）の構成要件に該当すると判断することができる。

③ 不特定又は多数の者に対し、上記①B a から d までのいずれかに該当する行為をしたこと

いわゆるライブストリーミング配信は、これに該当すると判断し得る。

2-1-2. 薬物関係

(1) 規制薬物¹³に係る広告（覚醒剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）第 20 条の 2、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 29 条の 2、第 50 条の 18）

規制薬物をインターネット上で広告する場合、関係法令に違反し得る。

次の要件（①、②）をいずれも満たす情報は、当該情報をインターネット上で広告する行為（すなわち、下記②に該当する行為）が覚醒剤取締法違反又は麻薬及び向精神薬取締法違反（規制薬物の広告）の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

① 規制薬物該当性

○ 「覚醒剤、大麻、MDMA」等の規制薬物名が記載されている場合

○ 一般的に広く知られている規制薬物を指す隠語（エス、チョコ、クサ及びバツなど。）又は絵文字が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物の形状、使用方法、

¹³ 「規制薬物」とは、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬、あへん法に規定するあへん及びけしがら並びに覚醒剤取締法に規定する覚醒剤をいう。

効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から規制薬物であることが明らかであると判断できる場合

② 広告該当性

- 覚醒剤、大麻、麻薬及び向精神薬の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために薬物名（隠語も含む）、サービス（注射器など）、値段及び取引方法等について、不特定又は多数の者に知られるようにしていること、かつ
- 医薬関係者等を対象として行っているものではないこと

（２）指定薬物に係る広告（医薬品医療機器等法¹⁴（昭和 35 年法律第 145 号）第 76 条の 5）

指定薬物をインターネット上で広告する場合、関係法令に違反し得る。

次の要件（①、②）をいずれも満たす情報は、当該情報をインターネット上で広告する行為（すなわち、下記②に該当する行為）が医薬品医療機器等法（広告の制限）の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

① 指定薬物該当性

- 指定薬物名が記載されている場合
- 指定薬物の検出例のある商品名（「RUSH」、「Ash360」及び「ROUTE133」など。）が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物の形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から指定薬物であることが明らかであると判断できる場合

② 広告該当性

- 指定薬物の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために商品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること、かつ
- 医薬関係者等や指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行っているものではないこと

（３）指定薬物等である疑いがある物品の広告（医薬品医療機器等法第 76 条の 6、第 76 条の 6 の 2）

指定薬物等である疑いがある物品をインターネット上で広告する場合、関係法令に違反し得る。

次の要件（①、②）をいずれも満たす情報は、厚生労働大臣又は都道府県知事からの命令があった場合、当該情報をインターネット上で広告する行為（すなわち、下記②に該当する行為）が命令（指定薬物等である疑いがある物品の広告等の広域的な禁止）違

¹⁴ 正式名称は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」という。

反に該当する情報であると判断することができる。

- ① 医薬品医療機器等法第 76 条の 6 の 2 第 1 項に基づき、指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品として、告示により広告等を広域的に禁止された物品（広告禁止告示品）の該当性

○ その名称、形状、包装からみて広告禁止告示品と同一のものと認められる物品の情報が記載されている場合

- ・ 広告禁止告示品と少なくとも名称が同一であり、その形状又は包装が広告禁止告示品と異なることが明らかでなく（情報が記載されていない又は相違が軽微である場合を含む。）、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（商品種別、販売方法等）から広告禁止告示品であることが明らかであると判断できる場合

- ② 広告該当性

広告禁止告示品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために、商品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること。

- （４）薬物犯罪等の実行又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法¹⁵（平成 3 年法律第 94 号）第 9 条）

薬物犯罪等の実行又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆す行為に該当する情報をインターネット上で流通させた場合、関係法令に違反し得る。

次の要件（①及び③、②及び③）を満たす情報は、当該情報を公然とインターネット上に流通させる等の広告をする行為が麻薬特例法違反（薬物犯罪等の実行又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆す罪）の構成要件に該当すると判断することができる。

- ① 「薬物犯罪」の実行に関するものであること

麻薬特例法第 2 条第 2 項に掲げる罪、第 6 条の罪（薬物犯罪収益等隠匿）又は第 7 条の罪（薬物犯罪収益等收受）の実行に関するものであること

- ② 「規制薬物」の濫用に関するものであること

例えば、

- 「覚醒剤、大麻、MDMA」等の規制薬物名が記載されている場合
- 一般的に広く知られている規制薬物を指す表現（隠語、絵文字など）が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている関連情報（画像等による対象物の形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から規制薬物であることが明らかであると判断できる場合

¹⁵ 正式名称は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」という。

は、「規制薬物」に関するものであると認められ得る。

③ あおり、又は唆すものであること

- 薬物犯罪を実行すること、あるいは、規制薬物を使用することの決意を生じさせるような、又は既に生じている決意を助長させるような刺激を与える行為であること

(5) 未承認医薬品等の広告、医薬品等の化粧品・医療機器等の効能・効果等に関する虚偽・誇大広告

インターネット上で、未承認医薬品、未承認承認又は認証を受けていない医薬品、医療機器又は等再生医療等製品（以下「未承認医薬品等」という。）を広告した場合や、承認を得た医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品（以下「医薬品・化粧品・医療機器等」という。）の等であってもその効能・効果等について虚偽・誇大に広告した場合、関係法令に違反し得る。

医薬品医療機器等法において、医薬品該当性、化粧品・医療機器等の該当性については①のとおりとされている。また、広告該当性については②のとおりとされている。したがって、①に当たる製品についての②の要件を満たす情報であって、製品が医薬品医療機器等法における承認等を得ていない場合や、製品の効能・効果等に関して虚偽・誇大な表現を用いる場合、当該情報がインターネット上に流通する等の広告が行われると、医薬品医療機器等法違反（未承認医薬品等の広告、虚偽・誇大広告）の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

虚偽・誇大広告に当たるものの解釈については、「医薬品等適正広告基準の改正について」（平成 29 年 9 月 29 日薬生発 0929 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）及び「医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等について」（平成 29 年 9 月 29 日薬生監麻発 0929 第 5 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）を参照することができる。

なお、海外の規制当局により品質等が確認された製品についても、医薬品医療機器等法の規定に基づき、わが国において医薬品や医療機器として承認等を得ていない製品は、未承認医薬品等である。また、海外製の医薬品・化粧品・医療機器等についても、インターネット上の広告も含め、未承認医薬品等の広告及び虚偽・誇大広告の禁止に関する規律は適用される。

① 医薬品・化粧品・該当性及び医療機器等の該当性

- 医薬品・化粧品・医療機器等の定義については、医薬品医療機器等法の第 2 条第 1 項から同条第 9 項までに示されている。

- 次のいずれかを満たす場合には、医薬品に該当する（医薬品医療機器等法第 2 条第 1 項）。

ア 日本薬局方に収められている物

- イ 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの
- ウ 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの
- イ及びウについては、通常人の理解において、個々の製品がイ及びウの目的を有すると認められるか否かについて、成分本質（原材料）、形状及びその物に表示された使用目的・効能効果・用法用量並びにホームページ上の記述等から、総合的に判断される。
- 食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示（令和2年3月31日薬生監麻発0331第9号監視指導・麻薬対策課長通知）別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に掲載されている成分本質（原材料）を含むもので、人が経口的に服用するものであれば、原則医薬品に該当する。
- また、いわゆる健康食品と称するものや医薬品ではない旨の表現がなされているものであつても、通常人が医薬品としての目的を有するものであると認識する場合には、当該製品は医薬品に該当する。（最判昭和57年9月28日刑集36巻8号787頁、最判昭和63年4月15日刑集42巻4号758頁）
- 新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物に係る薬物名が記載されている場合、または当該指定薬物に係る製品名が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物のパッケージ等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から当該指定薬物を含有することが明らかである場合には、当該製品は危険ドラッグに係る未承認医薬品に該当する。
- 化粧品については、「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なもの」が該当する（医薬品医療機器等法第2条第3項）。
- ただし、医薬品としての使用目的を有するものは、医薬品医療機器等法第2条第3項の規定において化粧品の定義から除かれているところであり、それらについて、医薬品としての承認等を受けていなければ、その広告が禁止されている未承認医薬品の広告に当たるものである。
- 医療機器については、「人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であつて、政令で定めるもの」と定義されている（医薬品医療機器等法第2条第4項）。
- ② 広告該当性

次の三要件をすべて満たす場合には、医薬品医療機器等法における医薬品等の広告に該当すると判断することができる（平成 10 年 9 月 29 日医薬監第 148 号厚生省医薬安全局監視指導課長通知）。

- 顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること。
- 特定医薬品等の商品名が明らかにされていること。
- 一般人が認知できる状態であること。

2-1-3. 特殊詐欺等振り込め詐欺関係

- (1) 預貯金通帳等、為替取引カード等及び暗号資産交換用情報の譲渡等の勧誘・誘引（犯罪収益移転防止法¹⁶（平成 19 年法律第 22 号）第 26 条第 28 条第 4 項、第 28 条第 29 条第 4 項及び第 31 条第 30 条第 4 項）

預貯金通帳等の譲渡の誘引等の情報をインターネット上で流通させた場合、関係法令に違反し得る。

次のすべてを満たす情報は、当該情報をインターネット上に流通させる等の行為が犯罪収益移転防止法違反（預貯金通帳等の譲渡の誘引等）の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

- 「通帳、口座、キャッシュカード」、「暗号資産アカウント」等の預貯金通帳等を意味する表現が記載され、又は預貯金通帳等の画像等が掲載されていること
- 「譲渡します、買います、売ります、レンタルします、レンタルしてください」等の譲渡、譲受け等の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

- (2) 携帯電話・PHSの匿名貸与契約・無断有償譲渡業等の勧誘・誘引（携帯電話不正利用防止法¹⁷（平成 17 年法律第 31 号）第 23 条）

通話可能な携帯電話（PHSを含む。以下同じ。）¹⁸の匿名貸与契約等の勧誘・誘引等の情報をインターネット上で流通させた場合、関係法令に違反し得る。

次のすべてを満たす情報は、当該情報をインターネット上に流通させる等の行為が携帯電話不正利用防止法違反（携帯電話（PHSを含む。以下同じ。）の匿名貸与契約等の勧誘・誘引等）の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

【共通の要件】

- 「携帯、PHS、プリペ、飛ばし」等、通話可能な携帯電話を意味する表現、又は、携帯電話の画像等が掲載されていること

¹⁶ 正式名称は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」という。

¹⁷ 正式名称は、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」という。

¹⁸ 携帯電話不正利用防止法第 5 条に定める通話可能端末設備等を指す。

【個別の要件】

(無断有償譲渡の勧誘・誘引：携帯電話不正利用防止法第 20 条第 1 項関係)

- __「名義変更をせずに、足のつかない」等の携帯音声通信事業者の承諾を得ないで譲渡することを意味する表現が記載されていること
- __「高額、現金、安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること
- __「売ります、譲ります」等の譲渡の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

(無断有償譲受けの勧誘・誘引：携帯電話不正利用防止法第 20 条第 2 項関係)

- __「名義変更をせずに、足のつかない」等の携帯音声通信事業者の承諾を得ないことを意味する表現が記載されていること
- __「高額、現金、安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること
- __「買います、譲ってください」等の譲受けの相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

(他人名義の携帯電話の譲渡の勧誘・誘引：携帯電話不正利用防止法第 21 条第 1 項関係)

- __「足のつかない、他人名義」等の他人名義の携帯電話であることを意味する表現が記載されていること
- __「譲ります、売ります」等の譲渡の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

(他人名義の携帯電話の譲受けの勧誘・誘引：携帯電話不正利用防止法第 21 条第 2 項関係)

- __「足のつかない、他人名義」等の他人名義のものであることを意味する表現が記載されていること
- __「譲ってください、買います」等の譲受けの相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

(匿名貸与契約の誘引：携帯電話不正利用防止法第 22 条第 1 項関係)

- __「身分確認不要、本人確認なし」等の氏名や法人の名称等を確認しないことを意味する表現が記載されていること
- __「高額、現金、安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること
- __「貸します、レンタル」等の貸与を勧誘・誘引する表現が記載されていること

(3) なりすまし型偽投資広告（偽造私電磁的記録文書等行使の罪（刑法（明治 40 年法律

第 45 号) 第 161 条第 1 項、第 159 条第 1 項第 2 号、第 3 項)

著名人の名義を無断で使用して虚偽の投資実績を紹介する内容を表示するなどして偽造された事実証明に関する電磁的記録文書等をインターネット上に流通させるなどして行使した場合、関係法令に違反し得る。投資に関する広告に関し、下記①から③までの要件を満たす場合には、偽造私電磁的記録文書等行使の構成要件を満たすなりすまし型偽投資広告を掲載する行為に該当する情報であると判断することができる。

なお、「電磁的記録文書等」とは、文書等（文書又は図画）として表示されて行使されることとなる電磁的記録をいう。

① 権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録文書等であること

「権利義務に関する電磁的記録文書等」とは、権利義務の発生、変更、消滅の要件になる文書あるいはその原因となる事実について証明力のある電磁的記録文書等であり、「事実証明に関する電磁的記録文書等」とは、社会生活に交渉を有する事項を証明するに足りる電磁的記録文書等である。

例えば、

- ・ 具体的な投資先に投資を行い利益が出たことを記載するなど投資実績を表示する広告
- ・ 名義人が開催するセミナーの参加者が投資により具体的に利益が出ていることを表示したセミナー勧誘広告

は、「事実証明に関する電磁的記録文書等」に該当し得る。

② 偽造されたものであること

「偽造」とは、電磁的記録文書等の名義人と作成者との間の人格の同一性を偽ることである。

例えば、

- ・ 実在する著名人の同意を得ることなく、当該著名人の名前を使用するなどして、当該著名人になりすまし、当該著名人が名義人となった前記①で例示したような広告

は、「偽造」に該当し得る。

③ 行使したこと

「行使」とは、偽造電磁的記録文書等を真正なものとして使用することである。

例えば、

- ・ SNS上に前記①及び②に該当する電磁的記録文書等を掲載する行為

は、「行使」に該当し得る¹⁹。

¹⁹ SNS上に投稿した広告のリンク先に、前記①及び②に該当する電磁的記録文書等を掲載する行為も偽造私電磁的記録文書等の「行使」に該当し得る。

2-1-4. 犯罪実行者の募集関係

- (1) 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的での労働者の募集（職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条）

インターネット等を通じて、いわゆる「闇バイト」等の犯罪の実行者を誘引（募集）する情報の発信は、「公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的」での「労働者の募集」として、関係法令に違反し得る。

違反する疑いがある具体例は以下のとおりである。

- 「闇バイト」、「裏バイト」、「叩き」等、違法・有害な業務であることを提示（「ホワイト案件」等、実態上、違法・有害な業務であることを示唆する文言の掲載を含む。）するとともに、「受け子」、「出し子」、「かけ子」、「運びの仕事」、「ドライバー」、「送迎」、「書類運搬」、「荷物を運ぶ仕事」等、犯罪実行者の募集を示唆する表現が記載されている場合

- (2) 募集情報の的確な表示（職業安定法第5条の4、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）第12条）

労働者の募集を行う者が、インターネット等を通じて募集に関する情報を提供するとき、虚偽に当たる又は誤解を生じさせるような表示を行った場合、関係法令に違反し得る。

違反する疑いがある具体例は以下のとおりである。

- 「雇用しようとする者の氏名又は名称、住所（所在地）、連絡先、業務内容、就業場所及び賃金」について記載がない場合

また、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する特定業務委託事業者が、インターネット等を通じて同条第1項に規定する特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときも、虚偽に当たる又は誤解を生じさせるような表示を行った場合、関係法令に違反し得る。

違反する疑いがある具体例は以下のとおりである。

- 「特定受託事業者の募集を行う者の氏名又は名称、住所（所在地）、連絡先、業務の内容、業務に従事する場所及び報酬」について記載がない場合

- (3) 「送金犯罪」²⁰の依頼又は誘引行為（犯罪収益移転防止法第32条第1項及び第2項後段）

「送金犯罪」の依頼等の情報をインターネット上で流通させた場合、関係法令に違反し得る。

²⁰ 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で預貯金口座等の金融サービスを利用して自己以外の者に財産を移転する行為のこと。「送金バイト」等と表記されることもある。

次のすべてを満たす情報は、当該情報をインターネット上に流通させる等の行為が犯罪収益移転防止法違反（「送金犯罪」の依頼等）の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

（「送金犯罪」をするよう依頼又は誘引する行為：犯罪収益移転防止法第32条第1項関係）

○ 「送金」、「振込み」、「暗号資産の移転」等の預貯金契約等に係る役務を利用して財産を移転することを意味する表現が記載されていること

○ 「有償」、「報酬」、「即金」、「手数料」等の有償であることを意味する表現が記載されていること

○ 「副業」、「案件」、「バイト」、「送金するだけ」、「送金してください」等の依頼又は誘引する表現が記載されていること

（「送金犯罪」の実施を自己に依頼するよう誘引する行為：犯罪収益移転防止法第32条第2項後段関係）

○ 「送金」、「振込み」、「暗号資産の移転」等の預貯金契約等に係る役務を利用して財産を移転することを意味する表現が記載されていること

○ 「有償」、「報酬」、「即金」、「手数料」等の有償であることを意味する表現が記載されていること

○ 「副業」、「案件」、「バイト」、「送金します」等の誘引する表現が記載されていること

2-1-5. 金融業関係

（1）貸金業法上の無登録業者による貸金業を営む旨の表示又は広告（貸金業法（昭和58年法律第32号）第11条第2項、第47条の3第1項第2号）

貸金業の登録を受けない者（以下「無登録業者」という。）がインターネット上に貸金業を営む旨の表示又は広告をすることは、貸金業法に違反し得る。なお、この場合、無登録業者が実際に貸金業を行っているかどうかや、貸金業を行う目的があるかどうかにかかわらず、無登録業者が貸付けの表示・広告を行うこと自体が禁止されている。

また、無登録業者が、貸金業を営む目的をもって貸付けの契約の締結について勧誘を行うことは、貸金業法に違反し得る。

※ 例えば、無登録業者が、SNS等のインターネット上で

- ・ 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を営む旨
- ・ 貸付けの契約の締結の勧誘

のいずれかの表示をしている場合には、当該表示は、無登録業者による違法な表示又は広告に該当し得る。

※ 貸金業法第3条第1項の登録を受けた貸金業者は、貸付けの条件について広告

するときは、貸金業者の商号、名称又は氏名（以下「貸金業者の商号等」という。）や、登録番号等を表示することが義務付けられている（貸金業法第 15 条第 1 項）。このため、SNS 等のインターネット上で貸付けの条件について広告をしているにもかかわらず、貸金業者の商号等や登録番号が表示されていない場合には、無登録業者による違法な表示又は広告に該当する可能性が高いことに留意する。

※ 貸金業法第 3 条第 1 項の登録を受けた貸金業者かどうかは、金融庁ホームページに掲載されている「登録貸金業者検索サービス」又は登録行政庁（財務局又は都道府県）への問合せにより確認することができる。

※ 無登録業者による、違法な広告表示の具体例は以下のとおり。

- ・「即日融資」、「個人間融資」、「個人融資」といった、融資を行う旨を示す文言を含んでいる。
- ・「キャッシングならお任せください。」
- ・「初回〇～〇円前後、利息〇割から。給料日合わせ可能。」
- ・「最速〇分で着金！」
- ・表題、アカウント名等に「個人間融資」「個人融資」などの金銭の貸付けを行う旨の記載を含み、以下のような表示を行うもの。
「急な出費に対応します！」
「連絡お待ちしております。お力になれると嬉しいです。」

（２）金融商品取引法上の無登録営業及び無登録業者等による金融商品取引業を行う旨の表示等（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 29 条、第 31 条の 3 の 2）

金融商品取引業を行うことができる者以外の者（以下「無登録業者等」）がインターネット等により、金融商品取引業に該当する行為（例えば、有価証券の売買、有価証券の売買の媒介、投資顧問契約に基づき有償で有価証券の価値等に関する助言をすること、外国為替証拠金取引、集団投資スキーム持分の募集など）を行うことは、金融商品取引法に違反し得る。

また、無登録業者等が、金融商品取引業に該当する行為を行っていない場合であっても、インターネット等により、金融商品取引業を行う旨の表示をすること、又は、金融商品取引業を行うことを目的として金融商品取引契約の締結についての勧誘をすることは、金融商品取引法に違反し得る。

※ 金融商品取引法は、金融商品取引業を行うことができる者（以下「金融商品取引業者等」）がその行う金融商品取引業の内容について広告等するときは、登録番号等を表示することが義務付けられている（金融商品取引法第 37 条第 1 項）。

※ 金融商品取引法上の金融商品取引業者等かどうかは、金融庁ホームページ等により確認することができる。

※ 無登録業者等が、無償で有価証券の価値等に関する助言を提供するといった、一見してそれ自体では金融商品取引業を行う旨の表示又は金融商品取引契約の締結についての勧誘に該当しないかのような広告等を行う場合であっても、当該広告等を入口として、その閲覧者を誘導した先のウェブサイトやSNS等において金融商品取引業に該当する行為の提供がなされる旨が表示され、又は当該行為に係る契約の締結についての勧誘が行われている場合には、これら一連の行為は、金融商品取引法第31条の3の2第1号又は第2号に規定する金融商品取引業を行う旨の表示等に該当し得る。

また、無登録業者等が、一見してそれ自体では金融商品取引業に該当しないかのような広告等を入口として、その閲覧者を誘導した先のウェブサイトやSNS等において金融商品取引業に該当する行為を行う場合には、これらの一連の行為は、無登録で行う金融商品取引業に該当し得る。

2-1-6. 消費者取引における表示関係

(1) 不当表示（景品表示法²¹（昭和37年法律第134号）第5条第1号から第3号まで、第48条）

景品表示法上の事業者（同法第2条第1項）が、自己の供給する商品又は役務の取引について、優良誤認表示（同法第5条第1号）、有利誤認表示（同法第5条第2号）若しくはその他内閣総理大臣が指定する不当表示（同法第5条第3号）をインターネット上で行った場合又は優良誤認表示・有利誤認表示をインターネット上で故意に行った場合（同法第48条）、景品表示法に違反し得る。

以下のような情報は、当該情報をインターネット上に流通させる等の行為が景品表示法違反（同法第5条第1号、第2号又は第3号違反）の要件に該当する情報であると判断することができる。

（優良誤認表示）

○ 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

（有利誤認表示）

○ 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不

²¹ 正式名称は、「不当景品類及び不当表示防止法」という。

当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

(内閣総理大臣が指定する不当表示)

○ 内閣総理大臣が指定する不当表示としては次の 7 つのものがある。

- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示(昭和 48 年公正取引委員会告示第 4 号)
- ② 商品の原産国に関する不当な表示(昭和 48 年公正取引委員会告示第 34 号)
- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示(昭和 55 年公正取引委員会告示第 13 号)
- ④ 不動産のおとり広告に関する表示(昭和 55 年公正取引委員会告示第 14 号)
- ⑤ おとり広告に関する表示(平成 5 年公正取引委員会告示第 17 号)
- ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示(平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号)
- ⑦ 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示(令和 5 年内閣府告示)

(2) 誇大広告等(特定商取引法²²(昭和 51 年法律第 57 号)第 12 条)

特定商取引法上の通信販売(同法第 2 条第 2 項)を行う販売業者又は役務提供事業者が、誇大広告等(同法 12 条)をインターネット上で行った場合、特定商取引法に違反し得る。

以下のような表示(広告)は、当該表示をインターネット上に流通させる等の行為が特定商取引法違反(同法第 12 条違反)の要件に該当するものと判断することができる。

(誇大広告等)

- 通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときに、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約又は当該役務の役務提供契約の申込みの撤回又は解除に関する事項等について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示

2-1-7. 銃刀法関係

(1) 拳銃等の所持罪等に当たる行為を、公然、あおり、又は唆す行為(銃刀法²³(昭和 33 年法律第 6 号)第 32 条第 7 号)

拳銃等の所持罪等に当たる行為を、あおり、又は唆す行為に該当する情報をインターネット上で流通させた場合、関係法令に違反し得る。

²² 正式名称は、「特定商取引に関する法律」という。

²³ 正式名称は、「銃砲刀剣類所持等取締法」という。

次の要件（①、②）をいずれも満たす情報は、当該情報を公然とインターネット上に流通させる等の行為が銃刀法違反（拳銃等の所持罪等に当たる行為を、公然、あおり、又は唆す罪）の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

① 拳銃等の所持罪等に当たる行為に関するものであること

- 拳銃等を所持した罪に当たる行為又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で銃砲等（拳銃等を除く。）を所持した罪に当たる行為に関するものであること

② あおり、又は唆すものであること

- 人に対して、①の行為の決意を生じさせるような、又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えるものであること

2—1—8. —違法オンラインギャンブル等関係

（1）インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等²⁴に誘導する情報を発信する行為（ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）第 9 条の 2 第 1 項第 2 号）

次の①及び②を満たす場合には、インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為に該当する情報と判断することができる²⁵。

① 違法オンラインギャンブル等に誘導する情報であると認められる場合

下記のいずれかに該当する場合

- 違法オンラインギャンブル等ウェブサイトの URL 等²⁶又は違法オンラインギャンブル等プログラムをダウンロードできる URL 等が掲載されている場合
- 実在する違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムの名称と、以下の例のような利用を促す又は利用が可能であることを示す表現（画像等を含む。）が一体として記載されている場合
例えば、「賭けよう」、「プレイしよう」、「始めませんか」、「登録はこちらから」、「今なら無料」、「『〇〇（サイト名）』で検索」、「カジノができます」、「『〇〇（スポーツ等）』に賭けられる」、「利用可能」、「日本語対応」、「おすすめ」、「ランキング〇位」、「最新オンラインカジノ」、「入金不要ボーナス」、「初回入金ボーナス」、「プレイ体験」など
- 違法オンラインギャンブル等の無料版ウェブサイトで、違法オンラインギャンブル等ウェブサイトの URL 等が掲載されるなど、違法オンラインギャンブル等ウェブサイトへの誘導がある場合
- 上記 3 項目の記載等がなされているウェブサイト等の URL 等が掲載されるなど、当該ウェブサイト等への誘導がある場合

なお、違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るために情報を発信する場合等、違法オンラインギャンブル等に誘導する意思が

²⁴ 「違法オンラインギャンブル等」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）のうち、国内においてインターネットを利用して違法に行われるものをいう。したがって、オンライン上で、法律の定めるところにより行われる公営競技についてはこれに当たらない。

²⁵ 国内にある者に対して違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するウェブサイト又はプログラムを提示した場合も、関係法令に違反し得る（ギャンブル等依存症対策基本法第 9 条の 2 第 1 項第 1 号）。

²⁶ URL 等とは、短縮 URL、ハイパーリンク、QR コード等を含む。

ないと認められる場合は、これに該当しない。

ただし、「オンラインカジノは違法であり、この投稿は利用を勧めるものではない」等と記載されている場合であっても、当該投稿や前後の投稿内容その他関連する情報（アカウント名等）と照らし合わせることによって、違法オンラインギャンブル等に誘導する情報であると認められるときは、これに該当する。

② 国内にある不特定の者に対して誘導する情報を発信していると認められる場合

○ 不特定の者が当該ウェブサイト閲覧できる状態となっている場合

かつ

○ 日本語で記載されている場合、日本語が用いられていなくとも国内にある不特定の者が理解可能な態様で記載されている場合等、日本国内にある者を対象としていると判断できる場合

なお、誘導する情報そのものから、国内にある不特定の者に対して誘導する情報であると直接的に判断できない場合であっても、誘導の対象となっている違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムが、国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為に該当する情報と認められる場合には、「日本国内にある不特定の者に対して誘導する情報を発信している」と認められる。

2-1-9. その他

上記のほか、インターネット上における流通が法令に違反する情報。

例)

○ ストーカー規制法²⁷（平成12年法律第81号）におけるつきまとい等

特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者等に対し以下の行為（「つきまとい等」）を行った場合は、ストーカー規制法に違反し得る。

- ・ 拒まれたにもかかわらず、相手方が開設しているブログ、ホームページ等に連続して書き込む、相手方のSNSのマイページにコメントを連続して書き込む等の行為（同法第2条第1項第5号、同条第2項第2号）
- ・ 相手方の社会的評価を害し、名誉感情を害する事項をインターネット上に掲載等する行為（同法第2条第1項第7号）
- ・ 性的羞恥心を害する画像や動画データをインターネット上に掲載等する行為（同法第2条第1項第8号）

○ いわゆるフィッシングサイトで、その記載内容が他人の著作権を侵害する情報

○ 不正アクセス助長行為に該当する情報（アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、その識別符号がどの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかを明らかにして、又はこれを知っている者の求めに応じて、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供する行為）（不正

²⁷ 正式名称は、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」という。

アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）第 5 条）

２－２．情報の送信を防止する義務が生ずる場合

媒介者であるプラットフォーム事業者等が、自ら提供するプラットフォーム上で特定の法令違反情報が流通していることを認識しつつも放置していた場合であって、当該不作為が作為により当該情報の流通に関与した場合と同視し得るときは、当該プラットフォーム事業者等は、当該情報を削除する等、送信を防止する措置を講ずる刑事法上の義務（作為義務）を負い、その義務違反について刑事責任を追及され得る。作為義務の有無は、プラットフォームの設置目的や管理・運営状況、法令違反情報の流通を助長する行為の有無・内容等の諸般の事情を総合考慮しつつ、当該不作為が作為により法令違反情報の流通に関与した場合と同視し得るかという観点から判断される。

また、プラットフォーム事業者等が提供するサービスにおいて利用者が犯罪を構成する投稿を行った場合、個別の事情の下では、投稿者による投稿行為について、当該プラットフォーム事業者等に幫助犯が成立することもある。

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する
法律第 26 条に関するガイドライン 関連裁判例一覧

1. 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合

1-1. 対象となる権利・利益

1-1-1. 名誉権

○ 民法（明治 29 年法律第 89 号）

（不法行為による損害賠償）

第 709 条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（財産以外の損害の賠償）

第 710 条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

● ロス疑惑スポーツニッポン新聞事件（最判平成 9 年 5 月 27 日民集 51 巻 5 号 2024 頁）
「不法行為の被侵害利益としての名誉（民法 710 条、723 条）とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価のことであり…、名誉毀損とは、この客観的な社会的評価を低下させる行為のことにほかならない。」

● 最判昭和 31 年 7 月 20 日民集 10 巻 8 号 1059 頁

「名誉を毀損するとは、人の社会的評価を傷つけることに外ならない。それ故、所論新聞記事がたとえ精読すれば別個の意味に解されないことはないとしても、いやしくも一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容に従う場合、その記事が事実と反し名誉を毀損するものと認められる以上、これをもつて名誉毀損の記事と目すべきことは当然である。」

● 最判平成 24 年 3 月 23 日集民 240 号 149 頁

「ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきものである（最高裁昭和 29 年（オ）第 634 号同 31 年 7 月 20 日第二小法廷判決・民集 10 巻 8 号 1059 頁参照）。

前記事実関係によれば、本件記事は、インターネット上のウェブサイトに掲載されたものであるが、それ自体として、一般の閲覧者がおよそ信用性を有しないと認識し、評価するようなものであるとはいえず、本件記載部分は、第 1 文と第 2 文があいまって、上告人会社の業務の一環として本件販売店を訪問した X 2 らが、本件販売店の所長が所持して

いた折込チラシを同人の了解なくして持ち去った旨の事実を摘示するものと理解されるのが通常であるから、本件記事は、上告人らの社会的評価を低下させることが明らかである。」

● 署名狂やら殺人前科事件（最判昭和 41 年 6 月 23 日民集 20 巻 5 号 1118 頁）

「民事上の不法行為たる名誉棄損については、その行為が公共の利害に関する事実に係りもつばら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし、右事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものと解するのが相当である（このことは、刑法二三〇条の二の規定の趣旨からも十分窺うことができる。）。」

1-1-2. 名誉感情

● 最判平成 22 年 4 月 13 日民集 64 巻 3 号 758 頁

「本件書き込みは、その文言からすると、本件スレッドにおける議論はまともなものであって、異常な行動をしているのはどのように判断しても被上告人であるとの意見ないし感想を、異常な行動をする者を「気違い」という表現を用いて表し、記述したものと解される。このような記述は、「気違い」といった侮辱的な表現を含むとはいえ、被上告人の人格的価値に関し、具体的事実を摘示してその社会的評価を低下させるものではなく、被上告人の名誉感情を侵害するにとどまるものであって、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて被上告人の人格的利益の侵害が認められ得るにすぎない。」

1-1-3. プライバシー

● 「宴のあと」事件（東京地判昭和 39 年 9 月 28 日判タ 164 号 184 頁）

個人に関する情報がプライバシーとして保護されるためには、「①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある情報であること、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合に、他者に開示されることを欲しないであろうと認められる情報であること、③一般の人に未だ知られていない情報であることが必要である」

● 最判令和 4 年 6 月 24 日民集 76 巻 5 号 1170 頁

「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象と

なるというべきであり、このような人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解される（最高裁平成13年（オ）第851号、同年（受）第837号同14年9月24日第三小法廷判決・裁判集民事207号243頁、最高裁平成28年（許）第45号同29年1月31日第三小法廷決定・民集71巻1号63頁参照）。そして、ツイッターが、その利用者に対し、情報発信の場やツイートの中から必要な情報を入手する手段を提供するなどしていることを踏まえると、上告人が、本件各ツイートにより上告人のプライバシーが侵害されたとして、ツイッターを運営して本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける被上告人に対し、人格権に基づき、本件各ツイートの削除を求めることができるか否かは、本件事実の性質及び内容、本件各ツイートによって本件事実が伝達される範囲と上告人が被る具体的被害の程度、上告人の社会的地位や影響力、本件各ツイートの目的や意義、本件各ツイートがされた時の社会的状況とその後の変化など、上告人の本件事実を公表されない法的利益と本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、上告人の本件事実を公表されない法的利益が本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越する場合には、本件各ツイートの削除を求めることができるものと解するのが相当である。」

1-1-4. 私生活の平穏

● 最判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁

「上告人の本件配布行為ののち、被上告人らの中には、電話、葉書、スピーカーによる嫌がらせや非難攻撃を繰り返し受け、家族に対してまで非難の宣伝をされた者があり、その余の者も右事実を知り同様の攻撃等を受けるのではないかと落ち着かない気持ちで毎日を送ったことは前示のとおりである。被上告人らの社会的地位及び当時の状況等にかんがみると、現実には右攻撃等を受けた被上告人らの精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度内にあるということとはできず、その余の被上告人らの精神的苦痛も、その性質及び程度において、右攻撃等を受けた被上告人らのそれと実質的な差異はないというべきところ、原審が適法に確定したところによると、被上告人らの氏名・住所・電話番号等を個別的に記載した本件ビラを大量に配布すれば右のような事態が発生することを上告人において予見していたか又は予見しなかったことに過失がある、というのであるから、被上告人らは上告人の本件配布行為に起因して私生活の平穏などの人格的利益を違法に侵害されたものというべきであり、上告人はこれにつき不法行為責任を免れないといわざるを得ない。」

● 東京高判令和5年6月28日判タ1523号143頁

「憲法 13 条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法 14 条 1 項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきである。

そして、本来、人の人格的な価値はその生まれた場所や居住している場所等によって左右されるべきではないにもかかわらず、部落差別は本件地域の出身等であるという理由だけで不当な扱い（差別）を受けるものであるから、これが上記の人格的な利益を侵害するものであることは明らかであるが、これに加えて、①上記のとおり、部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、明治 4 年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ、②本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い（差別）がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大さ、そして、③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること（認定事実(2)ア）等に鑑みると、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである。」

1-1-5. 肖像権

● 法廷内写真撮影事件（最判平成 17 年 11 月 10 日民集 59 卷 9 号 2428 頁）

「ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。」

1-1-6. 氏名権

● 最判昭和 63 年 2 月 16 日民集 42 巻 2 号 27 頁

「氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であつて、人格権の一内容を構成するものというべきであるから、人は、他人からその氏名を正確に呼称されることについて、不法行為法上の保護を受けうる人格的な利益を有するものというべきである。しかしながら、氏名を正確に呼称される利益は、氏名を他人に冒用されない権利・利益と異なり、その性質上不法行為法上の利益として必ずしも十分に強固なものとはいえないから、他人に不正確な呼称をされたからといって、直ちに不法行為が成立するというべきではない。」

1-1-7. パブリシティ権

● ピンク・レディー事件（最判平成 24 年 2 月 2 日民集 66 巻 2 号 89 頁）

「肖像等を無断で使用する行為は、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解するのが相当である。」

1-1-8. 著作権及び著作隣接権

● 音楽教室事件（最判令和 4 年 10 月 24 日民集 76 巻 6 号 1348 頁）

「演奏の形態による音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、演奏の目的及び態様、演奏への関与の内容及び程度等の諸般の事情を考慮するのが相当である。」

● ロクラクⅡ事件（最判平成 23 年 1 月 20 日民集 65 巻第 1 号 399 頁）

「放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて、サービスを提供する者（以下「サービス提供者」という。）が、その管理、支配下において、テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器（以下「複製機器」という。）に入力して、当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には、その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても、サービス提供者はその複製の主体であると解するのが相当である。」

1-1-9. 商標権

● フレッドペリー事件（最判平成 15 年 2 月 27 日民集 57 巻 2 号 125 頁）

「商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を付したものを輸入する行為は、許諾を受けない限り、商標権を侵害する（商標法2条3項、25条）。しかし、・・・そのような商品の輸入であっても、（１）当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、（２）当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって、（３）我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合には、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものと解するのが相当である。」

● チュッパチャップス事件（知財高判平成24年2月14日判タ1404号217頁）

「ウェブサイトにおいて複数の出店者が各々のウェブページ（出店ページ）を開設してその出店ページ上の店舗（仮想店舗）で商品を展示し、これを閲覧した購入者が所定の手続を経て出店者から商品を購入することができる場合において、上記ウェブページに展示された商品が第三者の商標権を侵害しているときは、商標権者は、直接に上記展示を行っている出店者に対し、商標権侵害を理由に、ウェブページからの削除等の差止請求と損害賠償請求をすることができることは明らかであるが、そのほかに、ウェブページの運営者が、単に出店者によるウェブページの開設のための環境等を整備するにとどまらず、運営システムの提供・出店者からの出店申込みの許否・出店者へのサービスの一時停止や出店停止等の管理・支配を行い、出店者からの基本出店料やシステム利用料の受領等の利益を受けている者であって、その者が出店者による商標権侵害があることを知ったとき又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるに至ったときは、その後の合理的期間内に侵害内容のウェブページからの削除がなされない限り、上記期間経過後から商標権者はウェブページの運営者に対し、商標権侵害を理由に、出店者に対するのと同様の差止請求と損害賠償請求をことができると解するのが相当である。」

1-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合

1-2-1. 人格権侵害その他法令の規定に基づく差止請求

● 北方ジャーナル事件（最判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁）

「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、・・・人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。けだし、名誉は生命、身体とともに

に極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利というべきであるからである。」